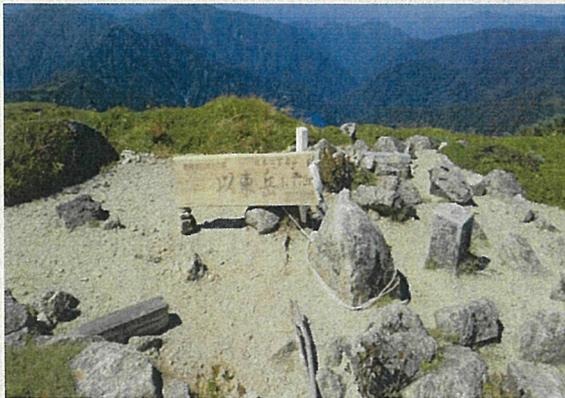


令和4年度

朝日山地森林生態系保護地域巡視員会議

■日時 令和4年4月28日（木曜日）

■場所 書面開催



関東森林管理局
下越森林管理署 村上支署

令和3年度巡視結果報告

項 目	報告内容（巡視中に感じた点や注意した点など）
整備に関する事項	<p>◇高根～鈴ヶ滝</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート舗装が大部分してあり走行しやすくなった。 ・所々小さな落石があり片付けた。 <p>◇高根～鈴橋付近</p> <ul style="list-style-type: none"> ・途中落石があり大きな石だけ片付けた。 <p>◇スーパー林道登山入口駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみが豊作の他は凶作の様子。 ・登山口は綺麗。 ・スーパー林道は、野営場手前で道路、雨で崩れ落ちた。 ・奥三面登山道路は異状問題なし ・まだ早かったので（5月巡視）草もあまり伸びていない。 ・釣り人・山人もあまりいない。 <p>◇スーパー林道～猿田ゲート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暖冬で森林が傷んでいない。 ・スーパー林道の解禁が遅かったため、ゴミ・空き缶はあまりなかった。 ・今期雪が多く立木が折れている。 <p>◇奥三面登山小屋まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林はあまり折れていない。 <p>◇市道三面小国線（小国町～県境を少し越えた所まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小国側から入って県境手前でも相当道が荒れている。車での移動は避けた方がよい。入山者もほとんどいないと思われる。
マナーに関する事項	<p>◇高根～平床林道駒ヶ岳付近</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山菜取りの方に迷子にならないよう声をかけた。 <p>◇高根～鈴橋付近</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釣り人が焚火をしていたので、後片付けをするよう声をかけた。 <p>◇高根～鳴海金山付近</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金山の見物の方に気を付けて行くよう声をかけた。 <p>◇泥又川～明神の滝</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釣り人には釣りマナーと小さな魚（12cm以下）は放流するようお願いした。 <p>◇奥三面登山小屋まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平四郎橋が渡れないので、釣り人・登山者はいない。 <p>◇三面登山口～平四郎沢手前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミはほとんど見られなかった。登山道へつりの場所で熊のフンを見つけた。（注意していきたい）

標識の整備について

市町村	設置箇所	区域別	写真番号	備考
新潟県 村上市	三面寒江山線（登山道入り口）	保全利用地区	①	新看板設置 予定
	三面寒江山線（平四郎沢付近）	保全利用地区	②	新看板設置 予定
	三面寒江山線（三面川左岸）	保存地区	③	新看板設置 予定



① 三面寒江山線
（登山道入り口）



② 三面寒江山線
（平四郎沢吊橋付近）



③ 三面寒江山線
（三面川左岸）



朝日山地森林生態系保護地域保全管理巡視活動方針

1 ボランティア巡視の根拠

朝日山地森林生態系保護地域管理計画書5の(1)のオにおいて、「森林生態系保護地域内の保護・管理は、地元関係者等の協力の下で行われることが重要であり、森林官等による巡視のほか、登山者、共用林野組合、釣り人等の各団体が、マナーの向上について自主的に指導、ボランティア巡視等の協力を行うこととする。」としており、関係機関との連携を図りつつ、朝日山地森林生態系保護地域の保全管理のためには、森林管理局等による巡視のほかボランティアによる巡視活動が不可欠となっています。

2 巡視員の役割(活動内容)

- (1) 管理計画等に定める行為に反しないように、入山者に対し啓発・指導を行う。
 - ① 保存地区
 - ア 原則として人手を加えず自然の推移に委ねることとしているので、山菜、キノコ、落葉落枝等の採取はしないようにする。
 - イ 森林限界付近から高山帯及び湿原地帯においては、既設の歩道を利用して、自然植生を痛めないようにする。
 - ウ たき火はしない。
 - ② 保全利用地区
 - ア 試験研究、森林の教育的利用、小規模な森林レクリエーションの場として利用できる区域です。
 - イ 猛禽類の生息が見られる箇所については、近寄らない。
- (2) 森林環境を保全するため、入山者に対し「紙くず、食べ残し、空き缶」等ゴミの持ち帰りの啓発・指導を行う。
- (3) 巡視員は下山する際に山小屋管理人に声掛けを行い、生態系保護地域の保全等にかかわるサポートに心がけることとする。

3 巡視区域

巡視員の巡視区域は、朝日山地森林生態系保護地域内とし、必要に応じ周辺地域においても巡視活動ができるものとします。

4 巡視活動報告

- (1) 緊急報告
巡視活動中に異常を発見したとき、または、啓発・指導及び注意したにもかかわらず、それに従わず目に余る行為があった場合は、その都度、関東森林管理局下越森林管理署村上支署に連絡する。
- (2) シーズン終了後の報告
巡視報告書により、年一回下越森林管理署村上支署長に報告する。

5 巡視員の装備

巡視員には下越森林管理署村上支署長が委嘱した「朝日山地森林生態系保護地域巡視員証」のほか、巡視員のネームを記した帽子・腕章・リュックサックを配備する。
巡視時には巡視員証を携帯し、装備を着用して巡視に当たることとする。

6 安全関係

- (1) 荒天時には入林しない。
- (2) 危険な場所へは立ち寄らない。
- (3) 森林管理局の負担でボランティア保険に加入します。

別紙

令和 年 月 日

下越森林管理署村上支署長 殿

令和4年度 朝日山地森林生態系保護地域巡視報告書

団体名		巡視員氏名	⑩
-----	--	-------	---

巡視月日	登山口・場所等	巡視の概要	巡視時の特記・指導事項
月 日 曜日 天候			

(注) 巡視中に感じたこと、注意したこと等について記載して下さい。

朝日山地森林生態系保護地域「巡視マニュアル」

1 巡視活動(巡視活動方針抜粋)

- (1) 管理計画等に定める行為に反しないように、入山者に対し啓発・指導を行う。
- ① 保存地区
- ア 原則として人手を加えず自然の推移に委ねることとしているので、山菜、キノコ、落葉落枝等の採取はしないようにする。
- イ 森林限界付近から高山帯及び湿原地帯においては、既設の歩道を利用して、自然植生を痛めないようにする。
- ウ たき火はしない。
- ② 保全利用地区
- ア 試験研究、森林の教育的利用、小規模な森林レクリエーションの場として利用できる区域です。
- イ 猛禽類の生息が見られる箇所については、近寄らない。
- (2) 森林環境を保全するため、入山者に対し「紙くず、食べ残し、空き缶」等ゴミの持ち帰りの啓発・指導を行う。
- (3) 巡視員は下山する際に山小屋管理人に声掛けを行い、生態系保護地域の保全等にかかわるサポートに心がけることとする。

2 特別指導

巡視活動中に指導・啓発に従わず、不適切な行為を正当化しようとする入山者に対しては次の内容で特別指導を行う。なお、特別指導したにもかかわらず、復元等適切な処置をせずに不適切な行為を継続する場合は、直接取り締まりの権限を持っている「司法警察員」等、関係機関へ連絡することになることを付け加える。

- (1) 高山植物の盗掘あるいは森林の産物採取、森林の伐採、樹木の損傷

森林法及び自然公園法に違反する行為。保安林内である場合は、保安林のもつ国土保全上の公益的役割から刑が加重される。

- (2) たき火

森林法及び自然公園法に違反する行為。保安林内である場合は、保安林のもつ国土保全上の公益的役割から刑が加重される。

- (3) 禁漁区における魚釣り

漁業法、水産資源法、県内水面漁業調整規則違反。

- (4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の違反(主な項目)

刑法の特別法により罰則が規定されている。

- ① 禁止区域違反(鳥獣保護区、休猟区、自然公園法の特別保護地区等)
- ② 捕獲の時と場所の制限違反(日の出前または日没後等)
- ③ 狩猟鳥獣以外の鳥獣捕獲禁止
- ④ ヒナまたは卵の捕獲禁止
- ⑤ 禁止期間の捕獲(11月15日～翌年2月15日以外の捕獲禁止)

- (5) ゴミの不法投棄(家電製品等)

投棄場所により、県条例、自然公園法違反

緊急連絡先・連絡事項

現認

悪質な行為 !!
指導に身の危険 !!

連
絡

連絡事項

- | | |
|------|-------------------|
| ①いつ | 何日の何時頃 |
| ②どこで | 所在地や目標物等 |
| ③だれが | 行為者の特徴（性別、人数、服装等） |
| ④なにを | 行為の内容（採取、伐採、毀損等） |
| ⑤その他 | 行為者の交通手段、帰路方向等 |
| ⑥通報者 | 巡視員名（所属団体） |

朝日庄内森林生態系保全センター

平日：0235-58-1806（職場☎）

休日：080-1805-8704（携帯📱）

連
携

連
携

庄内森林管理署	TEL:0235-22-3331
山形森林管理署	TEL:023-786-3161
置賜森林管理署	TEL:0238-62-2246

管轄警察署

鶴岡警察署	TEL:0235-28-0110
寒河江警察署	TEL:0237-83-0110
長井警察署	TEL:0238-84-0110
小国警察署	TEL:0238-62-0110

関係自治体

鶴岡市	TEL:0235-53-2111
朝日町	TEL:0237-67-2111
大江町	TEL:0237-62-2111
西川町	TEL:0237-74-2111
小国町	TEL:0238-62-2111
長井市	TEL:0238-84-2111

緊急連絡先・連絡事項

現認

悪質な行為 !!
指導に身の危険 !!

連
絡

連絡事項

- | | |
|------|-------------------|
| ①いつ | 何日の何時頃 |
| ②どこで | 所在地や目標物等 |
| ③だれが | 行為者の特徴（性別、人数、服装等） |
| ④なにを | 行為の内容（採取、伐採、毀損等） |
| ⑤その他 | 行為者の交通手段、帰路方向等 |
| ⑥通報者 | 巡視員名（所属団体） |

下越森林管理署 村上支署

平日：0254-53-2151（職場☎）

休日：080-1020-2434（携帯☎）

連
携

連
携

下越森林管理署 TEL:0254-22-4146
☎ 090-4095-8823

管轄警察署

村上警察署 TEL:0254-52-0110

関係自治体

村上市 TEL:0254-53-2111
朝日支所 TEL:0254-72-6883

参考資料

司法警察員

☆刑事訴訟法 第190条【特別司法警察職員】

森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。

☆司法警察職員等指定応急措置法 第1条

森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、他の法律に特別の定めのない限り、当分の間司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する件（大正12年勅令第528号）の定めるところによる。この場合において、同令第3条第4号中「営林局署」とあるのは「森林管理局署」と「農林事務官」とあるのは「農林水産事務官」と、「農林技官」とあるのは「農林水産技官」とする。

令和3年 山岳遭難発生状況

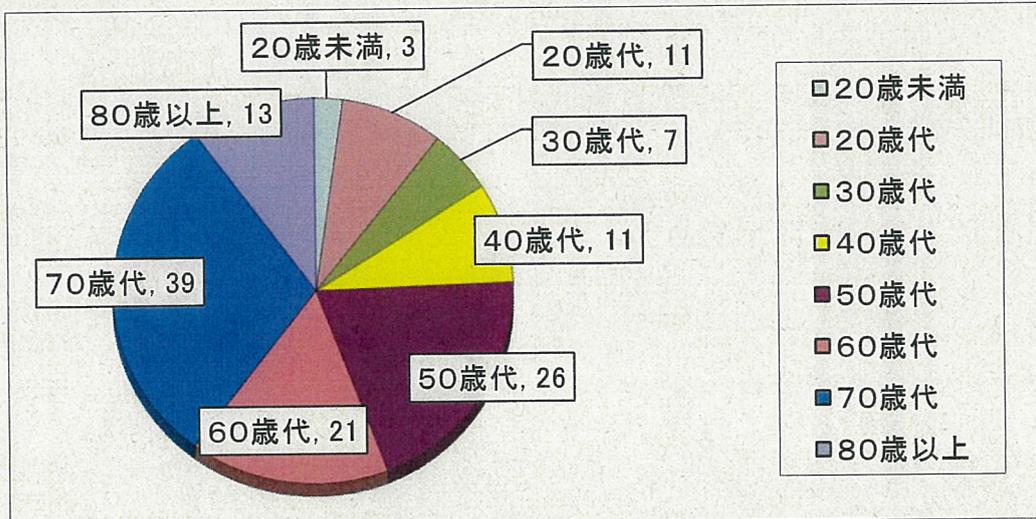
1 山岳遭難発生状況

年・目的	区分	発生件数	遭難者数	(内訳)			
				死者	行方不明者	負傷者	無事救出者
令和3年	登山	63	78	6		22	50
	山菜採り	33	34	11	4	5	14
	その他	16	19	1	1	4	13
	合計	112	131	18	5	31	77
令和2年	登山	44	53	5		26	22
	山菜採り	23	24	4	1	6	13
	その他	9	10	1		2	7
	合計	76	87	10	1	34	42
前年比	登山	19	25	1		-4	28
	山菜採り	10	10	7	3	-1	1
	その他	7	9		1	2	6
	合計	36	44	8	4	-3	35

※その他 渓流釣り、写真撮影等

2 年齢別比率

年齢	区分	遭難者数	(内訳)				遭難者数の比率
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出者	
20歳未満		3				3	2.3%
20歳代		11			2	9	8.4%
30歳代		7	1		2	4	5.3%
40歳代		11	1		3	7	8.4%
50歳代		26			7	19	19.8%
60歳代		21	2		7	12	16.0%
70歳代		39	7	4	7	21	29.8%
80歳以上		13	7	1	3	2	9.9%
合計		131	18	5	31	77	



3 原因別発生状況

原因	区分	件数	遭難者数	(内 訳)				遭難者数の比率
				死者	行方不明者	負傷者	無事救出者	
道迷い		40	58	2		4	52	44.3%
滑 落		22	23	3		13	7	17.6%
疲 労		11	11			1	10	8.4%
病 気		11	11	2		1	8	8.4%
転 倒		9	9			9		6.9%
転 落		2	2	2				1.5%
落 石		1	1			1		0.8%
その他		1	1			1		0.8%
不 明		15	15	9	5	1		11.5%
合 計		112	131	18	5	31	77	

